

浜松市スポーツ少年団優秀指導者表彰規程

(目 的)

第1条 スポーツ少年団の育成指導にあたって、永年にわたり精励し、顕著な功績のあった指導者を、規約第4条に基づいて表彰する。

(資 格)

第2条 この規定による指導者とは、地域において現に単位スポーツ少年団を育成指導している指導者で、日本スポーツ少年団に引き続いて登録し、単位スポーツ少年団が推薦したものをいう。

2 第1条による永年とは、満5年以上をいう。

(申請の方法)

第3条 前条に該当する者がいるときは、定める期日までに推薦書に次の事項を記載して、本部長に提出するものとする。

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 氏名、住所、生年月日 | ② 所属団体 |
| ③ 所属期間 | ④ 業績 |
| ⑤ 推薦理由 | ⑥ その他特記すべき事項 |

(選考の方法)

第4条 本部長は、前条により推薦された者について、理事会に諮って決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、毎年1回スポーツ少年団交流会、もしくは総会の日に行う。

附 則 この規定は、昭和61年7月1日から施行し、昭和61年4月1日に逆のぼって適用する。